

分担研究報告書

大麻を巡る国際社会の動向：米国及びカナダの規制状況について

研究分担者：船田正彦（湘南医療大学薬学部、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）

研究協力者：富山健一（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）

研究要旨

米国では、大麻を規制物質法の中で最も規制の厳しい Schedule I と定めているが、2018 年より産業用大麻 (Hemp) については国として合法化しており、州単位では医療用または成人向けに嗜好用目的での使用を認める動きが活発化している。カナダにおいては、2001 年より医療用目的での大麻使用を合法化しており、さらに 2018 年に国として成人向けに嗜好用目的での大麻使用を合法化している状況である。本研究では、米国の各州における医療用大麻法 (Medical marijuana laws, MMLs)、レクリエーション用大麻法 (Recreational marijuana laws, RMLs)、産業用大麻 (2018 Farm Bill) およびカナダの大麻法 (Cannabis Act) について調査し、米国およびカナダの大麻規制の現状についてまとめた。

米国 MMLs：昨年度の調査では 37 州+コロンビア特別区 (D.C.) で認められていたが、本年度の調査では変更はなく 37 州+D.C. となった。規制の状況は、一部の州において、大麻の適応症数の増減が認められたが、大麻の所持量、摂取法などに変更はなく州間で統一されていない状況のままであった。MMLs が導入されていない 13 州では、カンナビジオール (Cannabidiol, CBD) の所持・使用を認めていた。

米国 RMLs：昨年度の調査では 18 州+D.C. で認められていたが、本年度の調査では 3 州追加され 21 州+D.C. となった。成人による嗜好用目的としての大麻使用規制については、年齢制限、所持量制限、使用できる場所の制限などは変更されていなかった。コロラド州、ワシントン州およびカリフォルニア州では、交通事故を起こして死傷した運転手の大麻成分陽性者数の増加や大麻または大麻成分を含有する食品等の摂取による健康被害が前年度調査より増加が確認された。

米国 Hemp regulations：米国では、2018 年に繊維等の採取のために産業用大麻 (Hemp) の生産を合法化した。Hemp の定義は、乾燥重量で Δ^9 -tetrahydrocannabinol 濃度 0.3% 以下の大麻草 *Cannabis sativa L.* であり規制物質法の対象から除外されている。Hemp の栽培は許可制となっており、免許の更新、THC 濃度の測定、hemp の定義から外れる大麻草の処分など厳格なルールが定められている。また、Hemp 栽培の免許では、医療用または嗜好用目的での大麻栽培は禁止されている。

カナダ Cannabis Act：2018 年より 18 歳以上のカナダ国民は、一定の制限下で大麻の所持や使用が認められた (Cannabis Act)。カナダ連邦政府は、基本的な法整備、大麻産業に関連するライセンスの発行や栽培可能な大麻の品種選定等を行っている。一方で、各州政府においては、連邦政府で決定した法律や大麻産業界のガイドラインを州単位の責任で運用していた。特に、使用可能な年齢はほとんどの州で 19 歳以上と規制を強化していた。

米国の各州およびカナダでは、行政が大麻の生産や流通を管理することで公共の安全と住民の健康を守り、未成年の大麻使用を防止する取り組みのもとで大麻の使用が認められている状況である。世界的な大麻規制の変化を注視し、我が国でも大麻使用に関する健康被害および社会生活に対する影響などを含む総合的な検証が必要であろう。

A. 研究目的

近年、世界的に大麻規制の変革が進んでおり、大麻規制を緩和する流れが起きている。米国では、大麻を Controlled Substances Act (規制物質法) によって最も規制の厳しい Schedule I と定めているが(1)、州単位では、1996 年にカリフォルニア州で医療目的による大麻使用が認められて以来、2012 年にはコロラド州とワシントン州で嗜好用目的による大麻の使用を合法するなど規制の変化が活発化している。また、米国では、乾燥重量で Δ^9 -tetrahydrocannabinol (THC)

濃度が 0.3% 以下の植物 *Cannabis sativa L.* については、産業用の利用を 2018 年より全米で合法化し、許可を得ることで栽培が可能となっている(2)。カナダにおいては、2018 年より成人向けの大麻使用を規定した Cannabis Act が施行され、国として、一定の制限の中で嗜好用目的での大麻使用を認めている(3)。米国やカナダの大麻規制の現状は複雑であり、その規制手法を正しく理解することが重要である。さらに大麻規制の変化が社会に対してどのような影響をもたらすか、その実態を把握する必要がある。

本研究では、米国の各州における医療用、嗜好用および産業用としての大麻の規制の現状についてまとめた。さらに、嗜好用大麻合法化後の社会的影響について、コロラド州、ワシントン州およびカリフォルニア州が発表している自動車運転事故と健康被害の発生状況についてまとめた。また、カナダにおける **Cannabis Act** についても調査を行い、規制の現状についてまとめた。

B. 方法

(1) 米国における医療用大麻法 (Medical marijuana laws, MMLs)

2023年1月20日時点での、37州およびコロンビア特別区 (D.C.) における MMLs の運用を担当する州の管轄が公開している規定を調べ、州ごとの共通点と相違点の比較整理を行った。調査項目は、年齢、患者登録の有無、患者登録の有効期限、対象となる適応症、所持量、使用方法として喫煙の可否とした。次に、カンナビジオール (Cannabidiol, CBD) の医療目的での所持・使用を認めている13州について州の公開している規定を調べ、MMLs と同様に州ごとの共通点と相違点の比較整理を行った。

(2) 米国におけるレクリエーション用大麻法 (Recreational marijuana laws, RMLs)

2023年3月20日時点での、21州およびD.C. における RMLs を運用する州の担当局の公開している規定を調べ、年齢、所持量、大麻および大麻製品の購入にかかる税金、使用制限について調査し、MMLs の規定との比較を行った。

(近年では、recreational marijuana laws に変わって、adult use of marijuana act、adult use marijuana program、marijuana legalization act (bills, laws)、Regulation and Taxation of Marijuana Act など recreational という表現を用いる状況となってきたが、本文中では medical marijuana laws と対比させるために前年度と同様に recreational marijuana laws, RMLs で統一した。)

(3) 大麻合法化後の社会への影響について

コロラド州における大麻の関連する交通事故発生状況と大麻製品摂取による急性の健康被害の発生状況については、Impacts of Marijuana Legalization in Colorado, A Report Pursuant to C.R.S. 24-33.4-516, July 2021(4)、The Legalization of Marijuana in Colorado: The Impact, Volume 8, September 2021 (5) および最新の情報を各レポートの引用元より調べた。ワシントン州については

Monitoring Impacts of Recreational Marijuana Legalization 2019 Update Report (6) およびレポート内の情報元サイトより大麻に関連する交通事故と健康被害の発生状況を調べた。カリフォルニア州においては Marijuana's Impact on California, November 2020 (7) およびレポート内の情報元サイトより調査した。

(4) 米国における産業用大麻 (Hemp) の利用について

国農務省 (USDA) が発表している規則 Domestic Hemp Production Program (2) の内容および USDA のホームページ(8)より米国の Hemp 栽培に関する情報を調査した。

(5) カナダの大麻法 (Cannabis Act) および運用について

カナダ連邦政府およびカナダ州政府が公表している情報について調査し、具体的な運用方法をまとめた(3, 9)。

C. 結果

(1) 米国における医療用大麻法 (Medical marijuana laws, MMLs)

米国では、大麻を規制物質法によって、最も規制の厳しい **Schedule I** と定めその使用を禁止している(1)。一方、カリフォルニア州が1996年に米国内で初めて大麻の医療目的使用を認める医療用大麻法 (Medical marijuana laws, MMLs) を住民投票によって可決し、2023年3月20日までに37州とコロンビア特別区 (D.C.) において医療目的による大麻の個人的な所持や使用を合法化した MMLs が州単位で運用されている (Table.1)。

医療目的で大麻を購入するためには、基本的には州の定めた手続きに従って患者登録を行い、大麻を購入するためのライセンスを発行してもらわなければならない。カリフォルニア州においては、患者登録は任意となっている(10)。大麻が使用可能な患者登録には、医師の診断が必要となっており、ワシントン州などは、一般の開業医などがその役割を担っている(11)。一方で、ミズーリ州では、医療用大麻の取り扱いについて学び、専門医として州に登録している医師のみが、患者認定を行える制度をとっている(12)。また、18歳未満の患者が医療用大麻を使用する、または成人において本人が実店舗で購入が困難な場合、21歳以上の親または介護者 (caregiver) が代理でライセンスを取得し、医療用大麻製品の購入や管理を行う。ライセンスの有効期間は、1年以内と定める州が多く、

全ての州で更新が必須となっている。オクラホマ州では、州内の18歳以上の成人(2年有効)、17歳以下の未成年(2年有効)、60日有効の短期ライセンス(年齢の定め無し)、成人のcaregiver(2年有効)そして州外の患者(30日有効)のように複数のライセンスを用意している州もある(13)。

また、患者になるための要件として、各州は独自に適応症を定めており、例えばサウスダコタ州では、医学的に衰弱が認められる症状において適用され(14)、イリノイ州では52の疾患で適応を認めていた(15)。オクラホマ州(13)やD.C.(16)などでは、医師の判断で患者の大麻使用を決定できる制度を取っていた。医療用目的で大麻の購入を許可された申請者(患者または患者が未成年の場合はそのcaregiver)は、州の許可した店舗で大麻を購入することができる。アラスカ州やワシントン州では、最大で1oz(約28.35g)までと制限されていたがオレゴン州では24oz(約680.38g)までとなっていた。前年度の調査ではミネソタ州は、喫煙を不可としていたが、許可され本年度の調査時点では7つの州で、医療目的での大麻草の喫煙を禁止しており、大麻加工製品のみ使用を認めていた。また、医療用大麻の個人間での売買は37州およびD.C.のすべてで禁止されている。コロラド州では、高濃度のTHCを含む強力な大麻製品を未成年が使用することで脳の発育と精神に与える影響を懸念して法改正(法案名House Bill 1317)を行い、2022年1月1日より施行された(17)。House Bill 1317施行前は大麻濃縮物の購入可能量は40グラムであったが、変更後は2グラムまでと制限している。また、患者の購入量を管理し、1日に複数の店舗を訪れることを防ぐシステムの運用を店舗に義務付けている。さらに18歳から20歳の患者登録に必要な医師の診断を1名から2名に増やし、半年ごとに主治医の面談を行うなど規制面の見直しが行われている。一方で、2023年2月16日に、THC濃度上限の撤廃、医師によって推奨される製品の種類、1日の使用量、使用方法の撤廃、医師とのオンライン診療の許可、House Bill 1317で定められた大麻濃縮物の購入可能量2グラムを8グラムへ変更など医療へのアクセスを容易にする目的で、法案Senate Bill 81が審議されたが、本法案は全会一致で無期限の延期が決定した(18)。大麻の医療目的使用を禁止しているのは13州で、前年度の調査から変化はなかった。これらの州では大麻成分の一つで、精神作用を示さないCBDの医療目的使用を認めている(Table.2)。アイオワ州やジョージア州など9つの州では、MMLsと同様に専門の部を設置し、患者登録を行っていた。そのほかの州では、CBDの使用を認めた法律は運用されているが、

専門の部の設置は確認できなかった。CBD製品の特徴としては、THC含有量を0-5%未満と制限していた。アイダホ州とネブラスカ州では特に規定は認められなかった。本年度の調査においても、大麻は、全米で医療目的による使用が認められているわけではなく、約3割の州は依然として禁止薬物のままであった。大麻の医療用途としては、がん治療やHIV/AIDS治療の副作用緩和に適応されているが、臨床上的有効性はさらなる検討が必要であると考えられる。また、大麻の適用症、所持量、摂取方法は州間で統一されておらず、大麻の医療目的使用としての今後の課題であると考えられる。また、コロラド州では、大麻の医療目的使用に関する法案が定期的に審議されていた。今後もさまざまな州で法律が改正されていく可能性も高く、引き続き米国の州におけるMMLsの調査を行う必要がある。

(2) 米国における嗜好用大麻法 (Recreational marijuana laws, RMLs)

米国では、21歳以上の成人による大麻使用を認めた嗜好用大麻法 (Recreational marijuana laws, RMLs) が、2012年に住民投票を経てコロラド州とワシントン州で可決された。その後、2022年の成人向け大麻使用の大麻合法化に関する住民投票では、アーカンソー州が否決(反対56%)、メリーランド州が可決(賛成67.2%)、ミズーリ州が可決(賛成53.1%)、ノースダコタ州が否決(反対55%)およびサウスダコタ州も否決(反対53%)となり、2023年3月20日時点で21州およびD.C.でRMLsが運用されている。RMLsが運用されている州内では、規則を守っている限り大麻を所持または使用することによって州法で処罰されることはない。

MMLsおよびRMLsの比較一覧をTable.3に示す。基本的に医療用途が認められてから数年後に成人向けの嗜好用途を認める流れとなっている。嗜好用目的で大麻を使用する場合、RMLsを運用する全ての州で21歳以上と年齢制限を定めている。2023年3月20日時点で、D.C.を除いて大麻の商業流通が認められており、州がライセンスを付与した店舗のみで購入が可能となっている。個人間の売買は21州およびD.C.のすべてで禁止されている。入店の際、セキュリティにIDを見せ、年齢チェックを行うことを義務付けており、厳格な規則は前年度の調査から維持されている。

嗜好用大麻の販売を許可された店舗で大麻を購入する場合、大麻の購入可能量は、州ごとに定められた所持量の範囲内であり、規定量を超えて所持または購入すると違法行為(医療用大麻も同様)となる。また医

療用大麻と比べると嗜好用大麻の所持量は少なく制限されている場合が多い (Table.3)。大麻が使用できる場所は、医療および嗜好用問わず基本的に自宅のみと制限されている。公共の場や連邦政府の管轄地域での使用は禁止されている。また、大麻を使用しながら自動車の運転操作も禁止されている。こうした規制も前年度の調査から変化はなかった。

医療用または嗜好用として大麻を購入する場合、一般的には州の定めた大麻税や消費税などがかかる。医療用大麻と比較して嗜好用大麻は、ほとんどの州で税率が高く設定されている (Table.3)。コロラド州、オレゴン州またはカリフォルニア州など大麻の販売で得られた税収は、州の事業のほか、公立学校の資金援助や薬物乱用の規制等のプログラムに用いられている (19-21)。具体的な教育プログラムとしては、コロラド州デンバーにおいて 2017 年より「HIGH COSTS」と呼ばれる 13-18 歳を対象とした大麻使用防止キャンペーンを実施している。本キャンペーンの特徴は、10 代の若者に対して、大麻を使用することで直面する健康上そして経済的な問題などを伝えることで、その事実から大麻使用について考える機会を作ることである。本年度の調査でも、本キャンペーンのホームページや YouTube などは引き続き運用されていることが確認できた (22)。

以上の調査結果から、RMLs を運用している州では、年齢、所持量そして使用可能な場所に制限をかけ、違反時には罰則と若年層には使用させない規則の下で、21 歳以上の大麻使用が認められていることが明らかとなった。また、未成年においては、大麻を使用させない教育プログラムが実施されるなど対策がなされていた。

(3) 大麻合法化後の社会への影響について

大麻影響下における自動車の運転と事故の関連性は、多くの研究から報告されている (23)。2012 年から 2016 年までの交通事故全体の発生率は、成人向けに嗜好用大麻を認めているコロラド州、ワシントン州およびオレゴン州において、嗜好用大麻を違法とする州と比較して 5.2%高いと報告されている (24)。コロラド州で発生した交通事故の死傷者のうち大麻成分が陽性となった運転手の推移を Table.4 に示す。コロラド州では、店舗販売前の 2013 年の交通事故の死亡者で大麻成分が陽性を示した人数は 55 人であったが、2020 年には 131 人と約 2.3 倍も増加している (4, 5)。さらに 2013 年以降大麻だけではなくお酒や様々な薬物の併用が確認された交通事故死亡者が約 7 割前後を占めており、大麻と薬物の併用による運転能力への影響が懸念される。ワシントン州では、生命

に関わる重大事故を起こした運転手のうち、THC 陽性者は、合法化前の 2011 年 32 人から 2020 年は 113 人と約 3.5 倍も増加している (6, 25)。カリフォルニア州では、薬物名は公表していないが、薬物使用による交通事故死者数は 1995 年の 266 人から 2019 年は 798 人とおよそ 3 倍に増加している (7, 26)。これらの報告は、大麻使用が直接の原因となって自動車事故を引き起こしたことを示すものではない。しかしながら、死傷者から THC が検出される割合は年々増加しており、大麻使用後の自動車運転に関しては注意を要する状況となっている。

大麻を合法化している州では、大麻草のほかに、THC や CBD など大麻成分を含有する食品や濃縮物等が流通している。近年、大麻および大麻関連製品の使用後に体調不良を起こし、救急搬送や健康相談の件数の増加が報告されている。コロラド州内では、大麻合法化前の 2011 年と合法化後の 2021 年とで比較すると、0-5 歳の割合は、2011 年の 18 人から 2021 年は 151 人と約 8.4 倍に増加、6-12 歳では、2011 年 0 人から 2021 年は 31 人まで増加、13-19 歳では、2011 年 24 人から 2021 年は 55 人と約 2.3 倍増加、20-29 歳では、2011 年 16 人から 2021 年は 33 人と約 2.1 倍増加、30 歳以上では、2011 年 24 人から 2021 年は 32 人と約 1.3 倍増加となっていた (Fig.1)。ワシントン州では、Washington poison center への電話相談件数は、2014 年の 242 件から 2020 年 (1-11 月) は 424 件と約 1.7 倍に増加していた (27)。カリフォルニア州で救急搬送された人数は、2005 年の 1,393 人から 2019 年は 14,993 人と約 9.8 倍に増加が報告されている (28)。コロラド州、ワシントン州そしてカリフォルニア州では、いずれの州も成人向けの大麻使用が合法化されて以来大麻および大麻関連製品摂取後による健康被害の発生の件数が増加していることが明らかとなった。特に、家庭内における子供の摂取が原因での急性中毒の増加が深刻な問題となっている。市販のお菓子と大麻クッキーや大麻キャンディーは子供にとって区別することは困難であり、またパッケージの警告ラベルも理解できない可能性がある。そのため製品は、施錠されたキャビネットに保管するなど家庭内の意識を高めることが重要であると指摘されている (29)。

(4) 米国における産業用大麻の利用 (Agriculture Improvement Act of 2018 (2018 Farm Bill))

米国では、繊維等の生産の目的で産業用大麻 (Hemp) が 2018 年に合法的に栽培可能となった (2)。Hemp は米国農務省 (USDA) によって規制されている作物であり、その規則は Domestic Hemp

Production Program で定められている(2)。Hemp は、THC の濃度が乾燥重量あたり 0.3%以下の大麻草と Public Law 115 - 334 - Agriculture Improvement Act of 2018 (2018 Farm Bill)で定義される(30)。収穫物のサンプリングと測定方法は、USDA が定める手法に基づくこととなっている(31)。収穫物の THC 濃度が 0.3%以上の場合、法律の手順に従って破棄しなければならない(32)。THC 濃度の分析は、DEA によって許可された専門の検査機関が行うこととなっている(2)。Hemp を生産するためには州または USDA からライセンスを取得しなければならない(規制物質に関する犯罪歴が過去 10 年以内にある場合はライセンス取得ができないなど制限がある)。また、Hemp 栽培のライセンスで、成人向け嗜好用大麻または医療用大麻を栽培することはできない(33)。Hemp の利用目的は、繊維、食料原料そして CBD の抽出に用いられている(34)。Hemp は、THC 濃度を乾燥重量あたり 0.3%以下と明確に定義して、専門の検査機関によって収穫物の検査を行うことで THC 濃度 0.3%を超える大麻草 (Schedule I に該当) 由来の製品が市場に流通しないよう管理されていることが明らかとなった。

(5) カナダの大麻法 (Cannabis Act)および運用について

2018 年 10 月 17 日より 18 歳以上のカナダ国民は、嗜好用として一定の制限下で大麻の所持や使用が合法化された。成人向けの嗜好用途を合法化した法律は Cannabis Act と呼ばれ、カナダ全土での大麻の生産、流通、販売、所持を管理するための厳格な法律となっている(3)。合法化の主な目的は、Cannabis Act 7-purpose において「大麻へのアクセスを制限することで若者の健康を保護する、大麻使用の誘惑から若者や使用しない人を保護する、大麻に関連する違法行為を減らすために、合法的な生産を許可する、違法行為に対して適切な措置を行う、大麻犯罪に関する刑事司法制度の負担を軽減する、品質管理された大麻を供給する、大麻使用に関連する健康リスクに対する一般の認識を高める」と述べられている(35)。Cannabis Act では、州または準州の基準に従って、18 歳以上の成人は法的に以下のことが許可されるとされ、前年度の調査から法的基準に変更はなかった(3)。公共の場で大麻を最大 30 グラムまで所持可能、大麻関連製品の所持量は、乾燥大麻の重量に基づいており、1 グラムの乾燥大麻は、5 グラムの新鮮な大麻、15 グラムの食品、70 グラムの液体製品、0.25 グラムの濃縮物、大麻種子 1 個分と定義されている。州または準州の認可を受けた小売業者から大麻また

は大麻関連製品を購入可能、州等が小売を許可していない場合は連邦政府の許可を受けた事業者からオンラインで購入可能、住居ごとに 4 株までの栽培可能、家庭内で大麻を使用した食品や飲料の製造可能(有機溶剤を使用した濃縮物の製造は禁止)という基準も前年度の調査のままであった。大麻を使用可能な場所は、基本的に自宅となっているが、場所の制限は州および準州の規定に従うこととなっている(3)。また、Cannabis Act では、18 歳未満に大麻を販売または提供することを固く禁じており、違反した場合最大 14 年の懲役刑を設けている。そのほかにも大麻影響下での運転操作を禁止している(3)。カナダの大麻規制の取り組みは、連邦政府と州政府とでその役割を分担している。連邦政府は、栽培可能な大麻の品種の選定、大麻の栽培および製造を行う生産者に対する要件の設定、大麻産業全体の規則と基準(販売可能な大麻関連製品の種類、製品の包装およびラベル表示の要件、サービングサイズ、プロモーション活動の制限など)を設定することである。また、大麻産業に関連するライセンスの供与と連邦消費税や物品税の徴収も行う(36)。一方で、州政府の責任は、連邦政府の定めた規制を州の責任で運用することとなっている。具体的には、Cannabis Act より基準を緩和することは禁止として、年齢の制限強化、大麻および大麻関連製品の流通とその監視、所持可能な大麻量、使用可能な場所の設定などを行う(9)。州の状況を Table.5 にまとめた。大麻を使用可能な年齢は、アルバータ州以外は、19 歳以上と規制を強化していた(ケベック州は 21 歳以上)。さらに、州および準州は、消費者からそれぞれの地域に応じた大麻税を徴収する責任を負う(36)。

以上まとめるとカナダでは、米国の州と同様に、成人向け嗜好用目的での大麻所持や使用については、年齢制限が設けられ自動車運転も禁止されていた。合法化の目的は、大麻使用可能な年齢、所持可能量の制限や大麻製品の製造に関する基準を設けることで公共の安全を守ることと未成年の大麻使用の防止となっていた。

D. 考察

米国では、37 州および D.C.において大麻を医療目的で使用することを認めている。前年度の調査と比較して、適応症の数、個人の所持量や使用方法などは州単位で異なっており、MMLs を認めている全ての州で統一されていない状況のままであった。適応症の中で、がん治療や HIV/AIDS 治療に伴う食欲不振や吐き気止めなど特定の症状の抑制に対する効果は認められているので、これらが米国における医療用

大麻の使用拡大に寄与していると考えられる。しかしながら、他の適応症に関しては、臨床上的有効性に関する検討が不足しており、更なる研究が必要であると考えられる。一方で、コロラド州では未成年患者における高濃度 THC を含む大麻濃縮物の使用を懸念して、医療用大麻の運用方法を見直すなどの動きも認められる。医療用大麻に関する法律は、定期的に議論されている状況であり、引き続き、医療目的での大麻使用についてどのように制度が変わっていくか調査を続ける必要がある。

大麻を成人向けに嗜好用として使用を認めている州は、前年度の調査(18州+D.C.)から本年度の調査では3州増え、21州およびD.C.となっていた。大麻の売買は課税対象となっており、州の財源となっている。また、大麻を合法化した州では、税収の使い方を定めており、その一部は公立学校の建設費用や教育プログラムに配分することとなっていた。実際にコロラド州では、公立学校の建築や設備投資、教育プログラムや薬物乱用の予防啓発に配分していることも本年度の調査で確認された。以上のことから、米国の州において大麻の所持・使用を認める動きは、必ずしも大麻の安全性を背景にしたものではなく、大麻の流通量や社会情勢が影響していると考えられる。

コロラド州、ワシントン州およびカリフォルニア州では、大麻および大麻関連製品の使用に関連した交通事故の増加、救急搬送事例件数や電話による健康相談件数の増加などの健康被害の発生が継続的に増加していることが確認されている。したがって、未成年の大麻使用防止教育、大麻影響下における自動車運転の抑止そして家庭内での大麻および大麻関連製品の管理の徹底は極めて重要な課題となっている。大麻使用が合法化されたことで大麻使用者は増加することから、今後も新たな公衆衛生上の問題が発生する可能性がある。米国の州では厳格な規則のもと大麻の使用を認めているが、コロラド州、ワシントン州およびカリフォルニア州から見た実態は、必ずしも規則が守られているとは限らない状況である。

米国では、産業用大麻(Hemp)の生産を合法化しており、THC濃度を乾燥重量あたり0.3%以下と明確に定義して、その生産と流通を管理していることが明らかとなった。一方で、世界的にHempから抽出されるカンナビノイド(主にCBD)を利用して半合成カンナビノイド(Semi-synthetic cannabinoid)と呼ばれる新しい形態の化合物が乱用され、健康被害の発生が懸念されている(37)。実際に、米国では、新たにTHCのアセチル化体である Δ^9 -THC-O-acetate、 Δ^8 -THC-O-acetateまたはCBD-di-O-acetateを含む製品の流通が確認されている(38)。新たに登場する半

合成カンナビノイドは、その薬理作用が不明な場合が多く、予期せぬ健康被害を引き起こす恐れがある。Hempの生産が全米で拡大することで、生産に関する制度、経済そして公衆衛生にどのような影響をもたらすか、引き続き調査を行う必要がある。

カナダでは、米国の州と同様に嗜好用大麻の所持や使用については年齢制限を設けていた。使用可能な場所も基本的に自宅のみとなっており、自動車運転も禁止されていた。合法化の目的は、大麻使用可能な年齢、所持可能量の制限や大麻製品の製造に関する基準を設けることで公共の安全を守ることと未成年の大麻使用の防止となっていた。

引き続き、世界的な大麻規制の変化を注視し、我が国でも大麻使用に関する健康被害および社会生活に対する影響などを含む総合的な検証が必要であろう。

E. 結論

米国の州およびカナダにおいて、大麻の使用には厳格な規則が定義されている。特に、嗜好用として認めている州では、罰則規定など厳しい規制を設けて青少年での使用には警戒している。一方で、必ずしも大麻の規制が守られているわけではなく、様々な公衆衛生上の問題も発生している。世界的な大麻規制の変化を注視し、我が国でも大麻使用に関する健康被害および社会生活に対する影響などを含む総合的な検証が必要であろう。

F. 参考文献

- 1) U.S. Department of Justice, Drug Enforcement Administration: Drug scheduling. Available at: <https://www.deadiversion.usdoj.gov/schedules/> (Accessed March 20 2023).
- 2) Establishment of a Domestic Hemp Production Program. A Rule by the Agricultural Marketing Service. Available at: <https://www.federalregister.gov/documents/2019/10/31/2019-23749/establishment-of-a-domestic-hemp-production-program>. (Accessed March 20 2023).
- 3) Criminal Justice. Cannabis Legalization and Regulation. Available at: <https://www.justice.gc.ca/eng/cj-jp/cannabis/> (Accessed March 20 2023).
- 4) Impacts of Marijuana Legalization in Colorado, A Report Pursuant to C.R.S. 24-33.4-516. Available at: chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://cdpsdocs.state.co.us/ors/docs/reports/2021-SB13-283_Rpt.pdf. (Accessed March 20 2023).
- 5) THE LEGALIZATION OF MARIJUANA IN

- COLORADO: THE IMPACT vol8 Sept 2021.
<https://www.thenmi.org/wp-content/uploads/2021/09/RMHIDTA-Marijuana-Report-2021.pdf> (Accessed March 20 2023).
- 6) Monitoring Impacts of Recreational Marijuana Legalization 2019 Update Report. Available at:
https://ofm.wa.gov/sites/default/files/public/publications/marijuana_impacts_update_2019.pdf (Accessed March 20 2023).
 - 7) Marijuana's Impact on California: 2020 Mo Med. 2021 Jan-Feb; 118(1): 22-23.
 - 8) USDA Agricultural Marketing Service. Hemp Production. Available at:
<https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/hemp> (Accessed March 20 2023).
 - 9) Authorized cannabis retailers in the provinces and territories. Available at:
<https://www.canada.ca/en/health-canada/services/drugs-medication/cannabis/laws-regulations/provinces-territories.html> (Accessed March 20 2023).
 - 10) Medicinal cannabis. Available at:
<https://cannabis.ca.gov/consumers/medicinal-cannabis/> (Accessed March 20 2023).
 - 11) Medical Marijuana Frequently Asked Questions. Available at:
<https://doh.wa.gov/you-and-your-family/marijuana/medical-marijuana/patient-information/frequently-asked-questions> (Accessed March 20 2023).
 - 12) Missouri Department of Health & Senior Services, Licensing & Regulations, Medical Marijuana, Patient FAQs. Available at:
<https://health.mo.gov/safety/medical-marijuana/faqs-patient.php#physician> (Accessed March 20 2023).
 - 13) Oklahoma Medical Marijuana Authority (455). Patients/Caregivers. Patient Licenses. Available at:
<https://oklahoma.gov/omma/patients-caregivers/patient-licenses.html> (Accessed March 20 2023).
 - 14) CHAPTER 34-20G MEDICAL CANNABIS. Available at:
https://sdlegislature.gov/Statutes/Codified_Laws/2078844 (Accessed March 20 2023).
 - 15) Debilitating Conditions. Available at:
<https://dph.illinois.gov/topics-services/prevention-wellness/medical-cannabis/debilitating-conditions.html> (Accessed March 20 2023).
 - 16) Alcoholic Beverage Regulation Administration. Patients-DC Residents. Available at: <https://abra.dc.gov/node/1626041> (Accessed March 20 2023).
 - 17) Colorado General Assembly, HB21-1317, Regulating Marijuana Concentrates, Concerning the regulation of marijuana for safe consumption, and, in connection therewith, making an appropriation. Available at:
<https://leg.colorado.gov/bills/hb21-1317> (Accessed March 20 2023).
 - 18) Colorado General Assembly, SB23-081, Access To Medical Marijuana. Available at:
<https://leg.colorado.gov/bills/sb23-081> (Accessed March 20 2023).
 - 19) Marijuana Tax | Information for Local Governments. Available at:
<https://tax.colorado.gov/marijuana-tax-information-for-local-governments> (Accessed March 20 2023).
 - 20) Oregon Department of Revenue. Bussinesses. Marijuana tax program. Available at:
<https://www.oregon.gov/dor/programs/business/Pages/marijuana.aspx> (Accessed March 20 2023).
 - 21) Legislative Analyst's Office, The California Legislature's Nonpartisan Fiscal and Policy Advisor. Proposition 64, Marijuana Legalization. Initiative Statute. Available at:
<http://www.lao.ca.gov/BallotAnalysis/Proposition?number=64&year=2016> (Accessed March 20 2023).
 - 22) HIGH COSTS. Available at:
<https://www.thehighcosts.com/> (Accessed March 20 2023).
 - 23) Bondallaz P, Favrat B, Chtioui H, et al. Cannabis and its effects on driving skills, Forensic Sci Int, 268: 92-102, 2016.
 - 24) Samuel S. Monfort. "Effect of recreational marijuana sales on police-reported crashes in Colorado, Oregon, and Washington." Oct. 2018. Insurance Institute for Highway Safety.
 - 25) Cannabis Involvement Among Drivers in Fatal Crashes. Available at:
http://wtsc.wa.gov/wp-content/uploads/dlm_uploads/2019/05/05_Cannabis-Involvement-in-Fatal-Crashes-Feb-2022.pdf (Accessed March 20 2023).
 - 26) ANNUAL REPORT OF THE CALIFORNIA DUI MANAGEMENT INFORMATION SYSTEM, 2021. Available at:
<https://www.dmv.ca.gov/portal/uploads/2022/05/2021-DUI-MIS-Report-Update-11.3.22.pdf> (Accessed March 20 2023).
 - 27) The Washington Poison Center. Available at: <https://www.wapc.org/data/data-reports/cannabis-data-report/> (Accessed March 20 2023).

- 28) California Poison Control Centers . Available at: <https://www.wapc.org/data/data-reports/cannabis-data-report/> (Accessed March 20 2023).
- 29) Richards JR, Smith NE, Moulin AK. Unintentional Cannabis Ingestion in Children: A Systematic Review. *J Pediatr.* 190: 142-152, 2017.
- 30) Subtitle G-Hemp Production. Available at: <https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/2018FarmBill.pdf> (Accessed March 20 2023).
- 31) Laboratory Testing Guidelines U.S. Domestic Hemp Production Program. Available at: <https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/hemp/information-laboratories/lab-testing-guidelines> (Accessed March 20 2023).
- 32) Remediation and Disposal Guidelines for Hemp Growing Facilities U.S. Domestic Hemp Production Program. Issued January 15, 2021. Available at: <https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/HempRemediationandDisposalGuidelines.pdf> (Accessed March 20 2023).
- 33) Hemp Production Program Questions and Answers . Available at: <https://www.ams.usda.gov/rules-regulations/hemp/questions-and-answers> (Accessed March 20 2023).
- 34) Defining Hemp: A Fact Sheet. Available at: <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44742> (Accessed March 20 2023).
- 35) Cannabis Act (S.C. 2018, c. 16), 7 - Purpose. Available at: <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-24.5/page-1.html#h-76969> (Accessed March 20 2023).
- 36) Excise duty framework for cannabis. Available at: <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/campaigns/cannabis-taxation.html> (Accessed March 20 2023).
- 37) EMCDDA technical expert meeting on hexahydrocannabinol (HHC) and related cannabinoids. Available at: https://www.emcdda.europa.eu/news/2022/emcdda-technical-expert-meeting-hexahydrocannabinol-hhc-and-related-cannabinoids_en. (Accessed March 20 2023).
- 38) Alaina K Holt, Justin L Poklis, Michelle R Peace: Δ^8 -THC, THC-O Acetates and CBD-di-O Acetate: Emerging Synthetic Cannabinoids Found in Commercially Sold Plant Material and Gummy Edibles. *J Anal Toxicol.* 2022;6(8):940-948.
- F. 健康危険情報
なし
- G. 研究発表
1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし
- H. 知的所有権の取得状況
なし

Table.1 米国 37 州および D.C.における Medical marijuana laws の比較

Medical marijuana laws (MMLs)							
	州	可決(年)	登録	有効期限	適応症の数	所持量(oz)	喫煙
1	カリフォルニア州	1996	任意	1年	12	8	可
2	アラスカ州	1998	必須	1年	9	1	可
3	オレゴン州	1998	必須	1年	10	24	可
4	ワシントン州	1998	必須	1年	20	3	可
5	メイン州	1999	必須	1年	17	2.5	可
6	コロラド州	2000	必須	1年	11	2	可
7	ハワイ州	2000	必須	2年	14	4	可
8	ネバダ州	2000	必須	2年	10	2.5/14日	可
9	モンタナ州	2004	必須	1年	13	1	可
10	バーモント州	2004	必須	1年	12	2	可
11	ロードアイランド州	2006	必須	1年	10	2.5	可
12	ニューメキシコ州	2007	必須	1年	23	8/3ヶ月	可
13	ミシガン州	2008	必須	2年	23	医師の判断	可
14	アリゾナ州	2010	必須	2年	13	2.5	可
15	ニュージャージー州	2010	必須	2年	19	3/30日	可
16	コロンビア特別区	2010	必須	1年	医師の判断	2	可
17	デラウェア州	2011	必須	1年	15	6	可
18	コネチカット州	2012	必須	1年	40 (11)	2.5	可
19	マサチューセッツ州	2012	必須	1年	医師の判断	10	可
20	イリノイ州	2013	必須	1-3年	53	2.5	可
21	ニューハンプシャー州	2013	必須	1年	23	2/10日	可
22	メリーランド州	2014	必須	3年	9	医師の判断	可
23	ミネソタ州	2014	必須	1年	19	加工製品のみ	可
24	ニューヨーク州	2014	必須	1年	18	医師の判断	可
25	アーカンソー州	2016	必須	1年	19	2.5	可
26	フロリダ州	2016	必須	1年	12	医師の判断	不可
27	ルイジアナ州	2016	必須	1年	28	加工製品のみ	不可
28	ノースダコタ州	2016	必須	1年	29	3	可
29	オハイオ州	2016	必須	1年	21	加工製品のみ	不可
30	ペンシルベニア州	2016	必須	1年	21	加工製品のみ	不可
31	ウェストバージニア州	2017	必須	2年	15	医師の判断	不可
32	ミズーリ州	2018	必須	1年	20	4/30日	可
33	オクラホマ州	2018	必須	2年	医師の判断	3	可
34	ユタ州	2018	必須	1年	15	3	不可
35	サウスダコタ州	2020	必須	1年	医師の判断	3	可
36	バージニア州	2020	必須	1年	医師の判断	4/30日	可
37	アラバマ州	2021	必須	1年	14	加工製品(食品不可)	不可
38	ミシシッピ州	2022	必須	1年	25	3	可

2023年3月20日時点における米国37州およびD.C.の医療用大麻の州管轄ホームページより運用方法の情報を収集した。基本的な患者登録可能な年齢は18歳以上だが、すべての州で医師および親の同意があれば18歳未満でも患者登録は可能である。18歳未満の患者(アラバマ州は19歳未満)が大麻製品を購入する場合、21歳以上で州から資格を得た caregiver が代理で対応する必要がある。適応症の数は、制度の見直しによって増減する可能性がある。所持量は大麻草の量を表しており1ozは約28.35gで換算される。大麻加工製品は製品の種類ごとに所持量の規制がある。喫煙は、大麻草の加熱吸引のことであり、ヴェポライザー等の使用については別に規制される場合がある。大麻および大麻加工製品の使用可能な場所は基本的に自宅のみである。大麻影響下における自動車等の運転操作は禁止されている。

Table.2 米国13州における Cannabidiol (CBD)の取り扱いの比較

Cannabidiol (CBD)の使用を認めている州							
州	法律(可決年)	許可	THC含有量	CBD含有量	適応疾患	管轄	
1	ケンタッキー州	SB 124 (2014)	なし	0% THC	CBD濃度規定なし		
2	アイオワ州	SF 2360 (2014), HF 524 (2017)	必須	THC<3%	高濃度CBD	申請書に記載されている疾患	Iowa Department of Health
3	ノースカロライナ州	HB 1220 (2014), HB 766 (2015)	必須	THC<0.9%	CBD>5%	難治性のがん患者	North Carolina Department of Health and Human Services, North Carolina Department of Agriculture & Consumer
4	サウスカロライナ州	SB 1035 (2014)	必須	THC<0.9%	CBD>15%	レノックス・ガストー症候群、ドラベ症候群または難治性のがん	
5	ジョージア州	HB 1 (2015)	必須	THC<5%	THCと等量以上	15疾患	Georgia Department of Public Health
6	テネシー州	SB 280 (2015)	なし	THC<0.9%	高濃度CBD	難治性のがん患者	Tennessee State Government, Tennessee General Assembly, Tennessee Department of Health
7	テキサス州	SB 339 (2015), HB 3703 (2019), House Bill 1325 (2019)	必須	THC<0.5%	CBD>10%	8疾患	Texas Department of Public Safety
8	ワイオミング州	HB 32 (2015)	必須	THC<0.3%	CBD>5%	難治性のがん患者および発作障害	The state of Wyoming, Wyoming Department of Agriculture
9	インディアナ州	HB 1148 (2017)	必須	THC<0.3%	CBD>5%	難治性のがん患者	The state of Indiana
10	ウィスコンシン州	SB 10 (2017)	必須	低濃度THC	高濃度CBD	医師の判断	
11	カンザス州	HB28 (2019)	必須	THC<5%	CBD濃度規定なし		
12	アイダホ州	規定なし	必須			Epidiolex	
13	ネブラスカ州	規定なし	必須			Epidiolex	

2023年3月20日時点における米国13州の州政府ホームページよりカンナビジオール(Cannabidiol, CBD)の運用方法の情報を収集した。アイオワ州やジョージア州はMMLsのような専門の部署を設置していた。基本的にCBDを入手するためには、州または医師の許可が必要となっているが、ケンタッキー州とテネシー州ではそのような制度は運用されていなかった。CBD製品は、THC含量を制限しており、最大でも5%未満となっていた。10州は適応可能な疾患を定めており、ジョージア州はがんの末期治療またはがん治療に伴う吐き気や嘔吐の抑制、筋萎縮性側索硬化症、てんかん、多発性硬化症、クローン病、ミトコンドリア病、パーキンソン病、鎌状赤血球症、トゥレット症候群、自閉症スペクトラム障害、表皮水疱症、アルツハイマー病、エイズ、難治性疼痛、PTSDの15疾患、テキサス州は難治性てんかん、発作、難治性神経変性疾患、末期癌、多発性硬化症、痙攣、筋萎縮性側索硬化症、自閉症の8疾患が使用可能な対象となっていた。アイダホ州とネブラスカ州は、CBDを運用する制度は設けていなかったが、米国ではEpidiolexのみ医師の判断で適応疾患(レノックス・ガストー症候群、ドラベ症候群および結節性硬化症)の治療に用いることが可能となっている。CBDの医療目的使用のみを認めている13州において大麻の所持・使用は違法行為である。

Table.3 米国 21 州および D.C.における医療用と成人向け嗜好用目的の大麻規制の比較

州	コロラド州		ワシントン州		アラスカ州		オレゴン州	
	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs
対象	Amendment 20	Amendment 64	Initiative 692	Initiative 502	Ballot Measure 8	Ballot Measure 2	Measure 67	Measure 91
可決(年)	2000	2012	1998	2012	1998	2014	1998	2014
対象年齢	18歳以上	21歳以上	年齢制限なし	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	2 oz	1 oz	1 oz	1 oz	1 oz	1 oz	24 oz	1 oz
税金	州売上税2.9%、地方消費税	大麻税15%、物品税15%、州売上税2.9%、地方消費税	非課税	大麻税37%、州売上税6.5%、地方消費税	非課税	植物の部位ごとに課税(最大で\$50/oz)、地方消費税	都市ごとに異なる、地方消費税	大麻税は都市ごとに17-20%、地方消費税

州	D.C.		カリフォルニア州		ネバダ州		メイン州	
	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs
対象	Initiative 59	Initiative 71	Proposition 215	Proposition 64	Ballot Question 9	Ballot Question 2	Senate Bill 611	Question 1
可決(年)	1998	2014	1996	2016	2000	2016	1999	2016
年齢制限	年齢制限なし	21歳以上	18歳以上	21歳以上	年齢制限なし	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	2 oz	2 oz	8 oz	1 oz	2.5 oz	1 oz	2.5 oz	2.5 oz
税金	大麻税5.75%	売買の禁止(税率の規定なし)	消費税15%、地方消費税	大麻税15%、州売上税8.5%、地方消費税、植物の部位ごとに追加課税	大麻税2%、物品税2%、消費税6.85-8.1%、地方消費税	大麻税15%、物品税10%、消費税6.85%、地方消費税	大麻税5.5%、食品は8%	大麻税10%、消費税率5.5%、物品の形状で追加課税

州	マサチューセッツ州		バーモント州		ミシガン州		イリノイ州	
	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs
対象	Ballot Question 3	Ballot Question 2	Senate Bill 76 (22-7), HB 645 (82-59)	H. 511 bill	Proposal 1	Proposal 1	House Bill 1	House Bill 1438
可決(年)	2008	2016	2004	2018	2008	2018	2013	2019
年齢制限	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	10 oz	1 oz	2 oz	1 oz	2.5 oz	2.5 oz	2.5 oz	2.5 oz
税金	大麻税3.75%	大麻税10.75%、州売上税6.25%、地方消費税	非課税	大麻税14%、州消費税	大麻税3%	大麻税10%、消費税6%	大麻税7%、州売上税1%	大麻税7%、THC濃度に応じた特別税10-25%、地方消費税

州	モンタナ州		アリゾナ州		ニュージャージー州		バーヂニア州	
	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs
対象	Initiative 148	1-190, Constitutional initiative 118	Ballot Proposition 203	Proposition 207	Senate Bill 119	Public Question 1	A6357	SB 1406
可決(年)	2004	2020	2010	2020	2010	2020	2014	2021
年齢制限	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	1 oz	1 oz	2.5 oz	1 oz	3 oz	1 oz	1 oz	1 oz
税金	大麻税4%、地方消費税	大麻税20%、地方消費税	大麻税5.6%	大麻税16%、地方消費税	大麻税2% (2022年7月1日に撤廃し0%とする)	大麻税6.625%、消費税2%	非課税	大麻税21%、地方消費税

州	ニューヨーク州		ニューメキシコ州		コネチカット州		メリーランド州	
	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs
対象	A6357	S854A	SB 523	HB 2	A6357	SB 1201	SB 923	Maryland Question 4
可決(年)	2014	2021	2007	2021	2014	2021	2014	2022
年齢制限	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	医師の判断	3 oz	3 oz	2 oz	加工品のみ	1.5 oz	医師の判断	1.5 oz
税金	大麻税7%	0.5セント/mg (花穂中のTHC量)、0.8セント/mg (濃縮物のTHC量)、0.3セント/mg (1食品中のTHC量)、大麻税9%、地方消費税4%	非課税	大麻税12% (2030年まで毎年1%増加)、地方消費税	非課税	0.625セント/mg (THC)、0.275セント/mg (食品重量)、0.9セント/mg (製品重量)、大麻税6.35%、消費税3%	非課税	未定

州	ミズーリ州		ロードアイランド州	
	MMLs	RMLs	MMLs	RMLs
対象	Amendment 2	Amendment 3	Medical Marijuana Act	Rhode Island Cannabis Ac
可決(年)	2018	2022	2006	2022
年齢制限	18歳以上	21歳以上	18歳以上	21歳以上
所持量	4 oz	3 oz	2.5 oz	1 oz
税金	大麻税4%	大麻税6%	大麻税7%	消費税7%、地方消費税3%、大麻税10%

使用制限	学校、職場、公共の場(歩道、公園、テーマパーク、スキー場、コンサート会場、空港、駅、駐車場、飲食店、アパート、病院、国有地)での使用は禁止。マリファナ影響下での自動車等運転操作は禁止。
------	--

2023年3月20日時点の医療用大麻法と嗜好用大麻法を管轄する州のホームページより法律名、法案が可決した年、大麻使用可能な対象年齢(医療の場合、医師の同意があれば17歳以下でも大麻を使用することができる)、大麻の所持量、大麻の購入にかかる税金の規定を調査した。所持量や栽培可能量は、基本的に医療用途で多く認められている。税金は、嗜好用途で多く課せられている。D.C.では、嗜好用としての大麻の商業取引は禁止されている。使用可能な場所はすべての州で共通して自宅などプライベート空間のみとなっていた。

Table.4 コロラド州における大麻関連の交通事故死傷者数の推移

死亡事故	大麻のみ	大麻とお酒	大麻と他の薬物	大麻とお酒と他の薬物	合計死亡者数
2013	23	18	9	5	55
2014	32	31	6	6	75
2015	42	26	22	8	98
2016	45	46	26	8	125
2017	46	36	32	25	139
2018	30	44	30	11	115
2019	42	45	25	20	132
2020	50	31	33	17	131

交通事故死亡者のうち大麻成分が検出された推移を示す。コロラド州では2014年より大麻および大麻関連製品の店舗販売が開始された。「他の薬物」における薬物名は不明である。

Table.5 カナダ 10 州および 3 準州における Cannabis Act 運用方法の比較

州	対象年齢	購入可能な場所	所持量	管轄
アルバータ州	18歳以上	許可を受けた店舗及び州政府運営オンラインストア	30g	Government of Alberta
ブリティッシュコロンビア州	19歳以上	許可を受けた店舗及び州政府直営店（オンラインで購入可能）	30g	Government of British Columbia
マニトバ州	19歳以上	許可を受けた店舗及び州政府運営オンラインストア	30g	Manitoba Government
ニューブランズウィック州	19歳以上	州政府直営店（オンラインで購入可能）	30g	Government of New Brunswick
ニューファンドランド・ラブラドール州	19歳以上	許可を受けた店舗及び州政府運営オンラインストア	30g	Government of Newfoundland and Labrador
ノバスコシア州	19歳以上	州政府直営店（オンラインで購入可能）	30g	Government of Nova Scotia
オンタリオ州	19歳以上	許可を受けた店舗及び州政府運営オンラインストア	30g	Government of Ontario
プリンス・エドワードアイランド州	19歳以上	州政府直営店（オンラインで購入可能）	30g	Government of Prince Edward Island
ケベック州	21歳以上	州政府直営店（オンラインで購入可能）	30g	Government of Quebec
サスカチュワン州	19歳以上	許可を受けた店舗及び州政府運営オンラインストア	30g	Government of Saskatchewan
ノースウェスト準州	19歳以上	準州政府直営店（オンラインで購入可能）	30g	Government of Northwest Territories
ヌナブト準州	19歳以上	準州政府直営店（オンラインで購入可能）	30g	Government of Nunavut
ユーコン準州	19歳以上	許可を受けた店舗及び準州政府直営店（オンラインで購入可能）	30g	Government of Yukon

2023年3月20日時点における国として認めているカナダ10州および3準州の政府ホームページより大麻の嗜好用途を定めた大麻法（Cannabis Act）の運用方法の情報を収集した。カナダ連邦政府は大麻使用可能な年齢を18歳以上と定めているが、ほとんどの州では19歳以上と規制を強化していた。カナダは国として大麻および大麻関連製品の販売を認めており、販売許可を得ている店舗または州政府が運営する店舗で購入することが可能となっている。所持量は乾燥大麻草30グラムで統一されていた。大麻規制については州政府が監督を行っている。

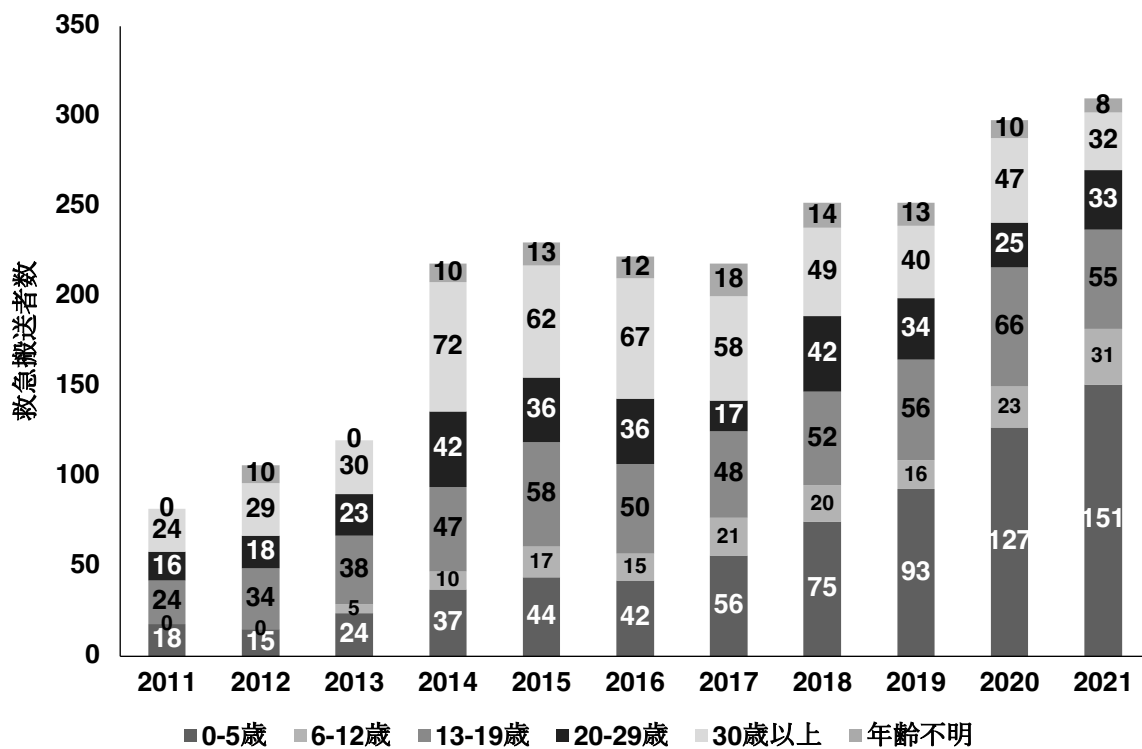


Fig.1 コロラド州における大麻および大麻関連製品摂取後の健康被害発生状況の推移

Impacts of Marijuana Legalization in Colorado, A Report Pursuant to C.R.S. 24-33.4-516, July 2021 (4) およ情報元の Rocky Mountain Poison & Drug Safety の調査結果より大麻および大麻関連製品摂取後の年齢別の救急搬送数の推移を示す。コロラド州では2012年に21歳以上の成人向けに嗜好目的での大麻使用が合法化され、2014年より大麻および大麻関連製品の店舗販売が開始された。